

災害が発生した際の主な地方財政措置について①

令和7年8月
熊本県市町村課

- 災害からの復旧に対しては、充実した地方財政措置が講じられる。
- 具体的には、下図に記載の個別の地方財政措置のとおり、地方債の元利償還金に対する交付税措置や特別交付税措置などで、地方負担の軽減が図られる。

地方債関係

○公共土木施設災害復旧事業

1.7%程度



補助災害復旧事業債(充当100%-交付税措置95%)

○農地・農業用施設災害復旧

3.0%程度



補助災害復旧事業債(充当率90%-交付税措置95%)

○災害公営住宅建設事業

33.4% (将来的に回収)



公営住宅建設事業債(充当率100%-交付税措置なし)

特別交付税関係

○地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入

20%



○災害復旧等に従事させるため採用した職員

20%



…国庫補助部分

…交付税措置部分

…実質負担部分

災害が発生した際の主な地方財政措置について②

令和7年8月
熊本県市町村課

- 前ページの個別の地方財政措置の他、特別交付税の算定項目の中には、災害復旧を行うに当たっての様々な財政需要を包括的に捉えて算定する項目もあり、個別の算定項目と合わせて総合的に措置がなされる。

包括的に算定される項目（現年分：R7）

- 現年災（災害復旧） 次の①～③の事業費の合算額の2%

- ① 国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業
公共土木施設、農地・農業用施設、林道施設
公立学校施設、公立社会教育施設、社会福祉施設 等
- ② 国が施行する災害復旧事業
- ③ 国の補助金を受けて施行する災害対策事業

- 現年災（応急対応） 右表のとおり

主な項目	単価(円)
死者・行方不明者数	875,000
障害者数	437,500
り災世帯数	23,500
全壊家屋戸数	176,700
半壊家屋戸数	88,200
浸水家屋戸数(床上)	5,100
浸水家屋戸数(床下)	2,700
農作物被害面積(ヘクタール) ※農作物作付面積に対する被害面積 の割合が30%を超えるもの	6,800 ※9,700
災害救助費	救助に要した経費×0.4 ※救助実施市のみ

- 現年災（その他） 次の①、②の合算額

- ① 現年災（災害復旧） × 0.5
- ② 現年災（応急対応） × 0.2

包括的に算定される項目（発災翌年度から3年間：R8～R10）

- 連年災 次の(ア)もしくは(イ)

過去3年間の災害復旧事業費等(A)が過去3年度の標準税
収入額の合算額(B)の0.5を超える場合に措置されるもの。

(ア) A/Bが1.0を超えた場合 → $A \times 1\%$

(イ) A/Bが0.5～1.0の場合 → $A \times 0.25\%$

【参考】災害復旧事業債について

補助・直轄災害復旧事業債

○国の補助を受けて行う災害復旧事業又は国が直接行う災害復旧事業に係る地方負担額が対象

※ 補助事業及び直轄事業については同意等基準に定めるもののみが対象

【充当率】 公共土木、公立学校施設等 100%
農地・農林漁業施設 90%

【元利償還金の交付税算入率】

元利償還金の95%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

単独災害復旧事業債

○国の補助を受けないで単独で行う災害復旧事業、補助・直轄災害復旧事業債で対象にならない国の補助を受けて行う災害復旧事業が対象

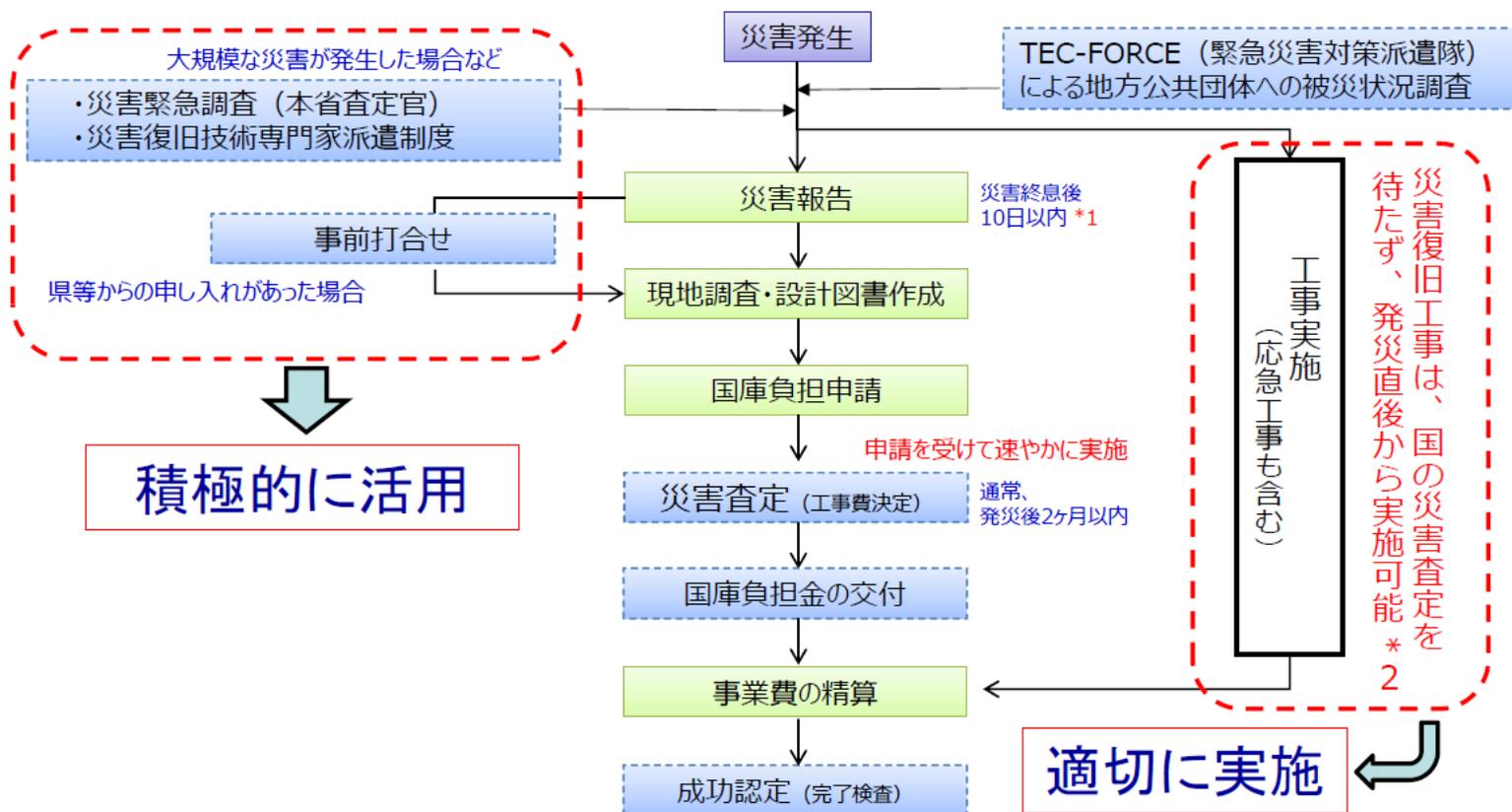
【充当率】 公共土木、公立学校施設等 100%
農林漁業施設 65% ※ 農地は激甚災害で工事費が40万円以上の場合にのみ対象

【元利償還金の交付税算入率】

元利償還金の47.5%～85.5%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

【参考】災害復旧の主な流れ(土木施設)①

- ▶ 災害査定を待たず、被災直後から応急工事が可能 (応急工事も災害復旧事業の対象) .
- ▶ 地方公共団体の意向を踏まえ、災害緊急調査、事前打合せを実施し、早期復旧を支援.
- ▶ 災害査定は、地方公共団体の準備ができ次第、全国から査定官を派遣して速やかに実施.

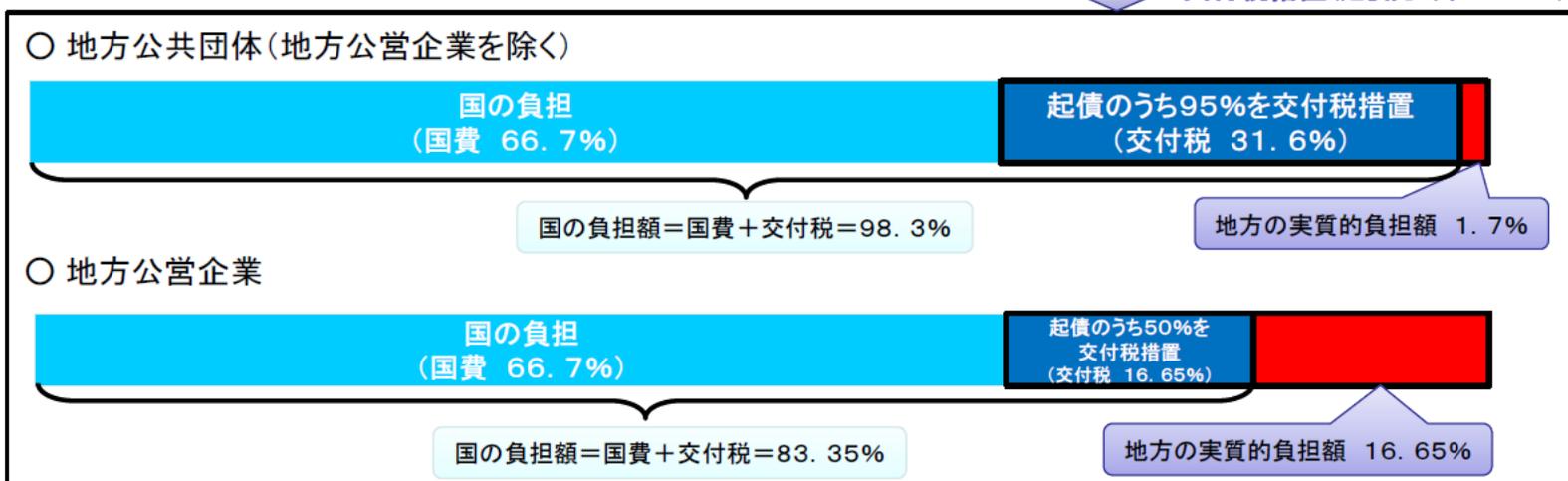


*1 災害終息後10日以内に概算被害額を報告。訂正を要する場合は1ヶ月以内に訂正報告。所定の期間内に報告できない場合は、防災課に連絡し別途指示を受ける。
 *2 査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段のものとなるので、被災状況等ができる限りわかる写真を撮影しておく。

【参考】災害復旧の主な流れ(土木施設)②

- ▶ 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定。
 - ▶ 災害復旧関係事業における **国庫負担は2/3以上と高率。**
 - 年間の災害復旧事業費が、
 - 標準税収の1/2までの額に相当する額については66.7%が国費
 - 標準税収の1/2を超え、2倍に達するまでの額に相当する額については75%が国費
 - 標準税収の2倍を超える額に相当する額については100%国費
 - ▶ 交付税措置※¹により実質的な地方公共団体の負担は最大でも**1.7%**※² (災害発生年災の場合)
- ※¹ 総務省所管 ※² 地方公営企業災害復旧事業を除く

【国庫負担率2/3、災害発生年災の場合】



※国土交通省資料より

【参考】災害復旧の主な流れ(農地・農業用施設)

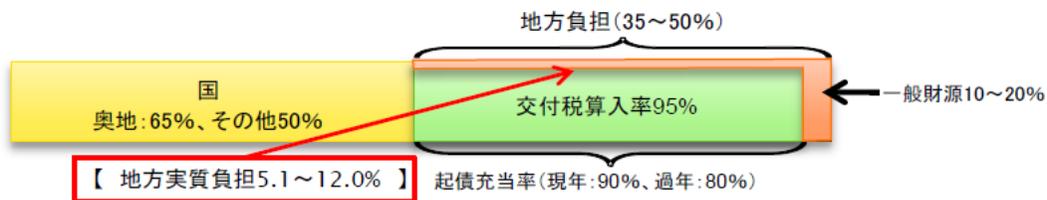
- ・ 災害復旧事業では、災害査定により復旧事業費を決定し、補助金を交付。
- ・ 被害拡大防止のために必要な場合や、緊急に復旧すれば次の作付に間に合う場合には、災害査定の前に復旧工事に着手することが可能。(査定前着工制度)



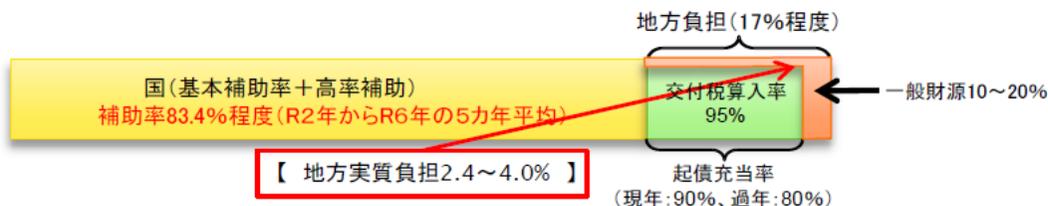
復旧工事は、災害年も含め原則3か年度以内に完成

【参考】災害復旧の主な流れ(林道)②

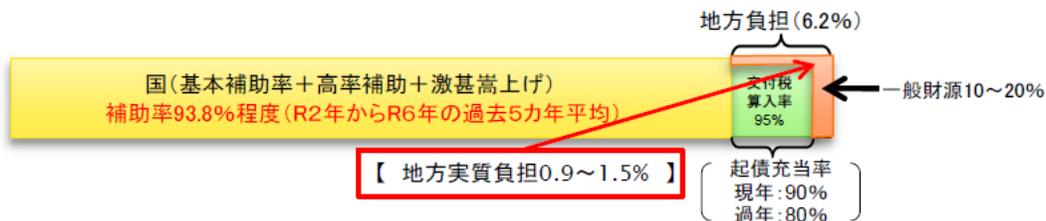
基本補助率のみの場合(都道府県、市町村)



高率補助適用の場合(都道府県・市町村)



高率補助+激甚法適用の場合(都道府県・市町村)



【ポイント】

◎都道府県は、「災害復旧事業計画概要書」を申請し、その内容について「災害査定」が行われ、災害復旧事業費が決定。

◎災害復旧事業の国庫負担は、暫定法による高率補助及び激甚災害による補助率の嵩上げ措置がなされる。

◎高率補助及び補助率の嵩上げ適用市町村は官報によって告示される。